

産業廃棄物管理票交付等状況報告書作成の手引

《目次》

①	制度の概要	1
②	対象者	1
③	報告対象	1
④	提出期間	2
⑤	提出方法及び提出先	2
⑥	報告書様式	3
⑦	記載例	4
	＜具体例 1（中間・最終処分場に直行する場合のマニフェスト）＞	5
	＜具体例 2（積替保管場を経由した場合のマニフェスト）＞	6
	＜具体例 3（建設廃棄物のマニフェスト）＞	7
⑧	参考	8
	＜日本標準産業分類＞	8
	＜産業廃棄物等の種類及び体積から重量への換算係数＞	10
	＜表にない廃棄物の分類の具体例＞	11
	＜重量（t）への換算例＞	11
⑨	問い合わせ先	12

1 制度の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項に基づき産業廃棄物管理票の交付者（以下「事業者」という。）は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等の状況に関し、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第3号）」（以下「報告書」という。）を作成し、千葉県知事へ提出することが必要です。

なお、電子マニフェストを利用する事業者にあつては、情報処理センターが集計して千葉県知事に報告を行うため、報告書を提出する必要はありません。

2 対象者

千葉県内に事業場が所在し、マニフェストを交付した事業者（中間処理業者を含む。）

※千葉県内、船橋市内又は柏市内に産業廃棄物を排出する事業場が所在する場合は、県ではなくそれぞれ千葉市、船橋市又は柏市に報告書を提出することになりますので、ご注意ください。

千葉市産業廃棄物指導課	TEL：043-245-5682
船橋市廃棄物指導課	TEL：047-436-3810
柏市産業廃棄物対策課	TEL：04-7167-1696

3 報告対象

- ・ 前年度に交付したマニフェストの交付等の状況
- ・ 千葉県内に事業場が複数存在する場合には、それぞれに対して報告が必要（ただし、設置が短期間又は所在地が一定しない事業場にあつては、とりまとめて報告してください。）

4 提出期間

4月1日から6月30日まで

5 提出方法及び提出先

(1) 「ちば電子申請サービス」による提出

千葉県ホームページの「ちば電子申請サービス」から手続を行ってください。報告者は「ちば電子申請サービス」画面の案内に従い、必要事項を入力し、あらかじめ作成した報告書（エクセル（xls）ファイル又はPDFファイル）を添付し、電子届出として送信します。

(2) 郵送又は持参による提出

正本1部のみを提出してください。

(提出先)

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県環境生活部 廃棄物指導課 指導企画班

※お手数ですが、封筒に「マニフェスト報告書在中」とご記入ください。

<留意事項>

1. 代表者印等は不要です。
2. 交付したマニフェストやその写しなど添付書類は必要ありません。
3. 控えの受付・返送は行いませんので、返信用封筒は入れないようお願いいたします。控えが必要な方は事前に、写しをとってから提出してください。
4. 提出記録を残したい場合は、簡易書留、宅配便など記録が残る方法で提出してください。到着確認のお問い合わせにはお答えできません。

6 報告書様式

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tetsuzuki/haisouhou/manifest101.html>)

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和○年度）

年 月 日

千葉県知事 殿

報告者
住 所
氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電 話 番 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和×年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		事業場の所在地		電話番号		業 種			
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係る明らかなりすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。（日本工業規格 A列4番）

様式第三号 別紙（千葉県作成様式）

事業場の名称		事業場の所在地		電話番号		業 種			
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									

備考

- この別紙は様式第三号の記載に当たって行数が足りない場合に使用することができる。この様式で足りない場合、また、行番号についても適宜付け替えることができる。
- 事業場の名称には、報告書（様式第三号）と同じ名称を記入すること。
- ページ数欄には、該当ページ数/総ページ数を記載すること。

注) 別紙は1枚目（様式第3号）に収まらない場合に使用してください。

7 記載例

様式第 号 別紙 (千葉県作成様式)

報告書作成例

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (令和〇年度) 6月30日が届出期限です。

令和〇年 月 日

事業場の名称を記入します。
建設工事等、短期間の現場が複数ある場合は「千葉県内管轄工事」とまとめて記入してください。所在地は「千葉県管轄区域内」と記入してください。(但し、千葉市、船橋市及び柏市内の現場分は含めず、その分はそれぞれの自治体に別途提出してください。)

報告者 住所 260-8667 千葉県〇〇市〇〇 1-2-3
氏名 凸凹化学工業 代表取締役 凸凹太郎
提出年度の前年度 及び代表者の氏名)
電話番号 043-221-3970

業種 化学工業

事業場の所在地 千葉県〇〇市〇〇 500-1

電話番号 047-1234-1

日本標準産業分類の中分類の名称を記入してください。

番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	金属くず	10	5	012345	南△△環境	210-0000 神奈川県〇〇市〇〇 1-23	有償売却	南△△金属	
2	廃油	7.2	4		自己運搬	210-0000 神奈川県〇〇市〇〇 1-23	888888	㈱〇〇化学	
3	廃酸	5.2	2	012345	南△△環境	210-0000 千葉県〇〇市〇〇 100-1	034567	㈱〇〇工業	
4	廃アルカリ	6.3	3	012345	南△△環境	210-0000 千葉県〇〇市〇〇 100-1	034567	㈱〇〇工業	

備考

- この報告書は、トンで記入し、m³や把握している場合には、トン換算表を参考にトンに換算した量を記入してください。
- 業種には日本産業廃棄物処理業種区分表を参考にしてください。
- 運搬又は処分を明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。(日本工業規格 A列4番)

許可番号の下6桁を記入します。許可証で確認してください。

マニフェストの「運搬先の事業場(処分事業場)」の「所在地」を記入します。「運搬受託者」の住所や「処分受託者」の住所ではありません。

運搬先の住所と同じ場合は記入不要です。(基本的に空欄です)

積み替え保管場を経由する場合は産業廃棄物の種類ごとに同じ番号を記入してください。

区間委託した場合には、複数行に記入してください。

産業廃棄物の種類を入力します。同じ種類であっても、処理業者が異なる場合はそれぞれ分けて入力します。

様式第三号 別紙 (千葉県作成様式)

番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
5	プラスチック類	10	1	123456	南△△環境	260-0000 千葉県〇〇市〇〇 1-2-3			
5				222222	(株)〇〇海運	889-0000 宮崎県〇〇郡〇〇町〇〇 3-4-5			積み替え保管場所を記入してください。
5				123123	◎◎陸運(株)	889-0000 宮崎県〇〇郡〇〇町〇〇 5-6-7	123321	〇〇興業(株)	
6	廃油(引火性廃油)	0.2	1	012345	南△△環境	210-0000 神奈川県〇〇市〇〇 1-23	777779	××クリーン(株)	
7	廃油(引火性廃油)	0.4	2	012345	南△△環境	210-0000 埼玉県〇〇市〇〇 1-23	666444	㈱〇〇産業	
8									
9									
10									

備考

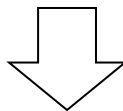
- この別紙は様式第三号の記載に当たって行数が足りない場合に使用することができる。この様式で足りない場合、また、行番号についても適宜付け替えることができる。
- 事業場の名称には、報告書(様式第三号)と同じ名称を記入すること。

＜具体例1（中間・最終処分場に直行する場合のマニフェスト）＞

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

交付年月日	交付番号	受理番号	交付相手氏名	氏名 千葉 太郎 (印)
事業者 (排出者)	氏名又は名称 凸凹食品工業(株)		名称 凸凹食品工業(株)〇〇工場	
	住所 千 260-8667 電話番号 0477-3970 千葉県〇〇市〇〇1-2-3		所在地 千 222-2222 電話番号 047-1234-5678 千葉県△△市△△4-5-6	
産業廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	備考
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら <input type="checkbox"/> 1200 金属くず <input type="checkbox"/> 2000 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 3400 燃えがら(有害)		4t ②	パラ
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥 <input type="checkbox"/> 1300 プラスチックくず <input type="checkbox"/> 2010 引火性油(揮発) <input type="checkbox"/> 3420 廃油(有害)		産業廃棄物の名称	魚腸骨
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油 <input type="checkbox"/> 1400 紙くず <input type="checkbox"/> 2100 強酸 <input type="checkbox"/> 3425 汚泥(有害)		有害物質等	処分方法 焼却
<input type="checkbox"/> 0400 廃酸 <input type="checkbox"/> 1500 がれき類 <input type="checkbox"/> 2110 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 3427 廃酸(有害)		備考・通信欄		
<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> 2200 強アルカリ <input type="checkbox"/> 3428 廃アルカリ(揮発)				
<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体 <input type="checkbox"/> 2210 強アルカリ(揮発) <input type="checkbox"/> 3429 ばいじん(有害)				
<input type="checkbox"/> 0700 紙くず <input type="checkbox"/> 1800 ばいじん <input type="checkbox"/> 2300 発酸性廃棄物 <input type="checkbox"/> 3430 汚染廃油(揮発)				
<input type="checkbox"/> 0800 木くず <input type="checkbox"/> 1900 13号産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 2410 PCB等 <input type="checkbox"/> 3431 汚染廃油(揮発)				
<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず <input type="checkbox"/> 2000 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 3432 汚染水(揮発)				
<input checked="" type="checkbox"/> 1000 動物性残さ <input type="checkbox"/> 2420 特定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 3433 汚染水(揮発)				
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず <input type="checkbox"/> 2425 紙くず(有害) <input type="checkbox"/> 3434 汚染水(揮発)				
中間処理産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 領期記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり				
最終処分場の場所 名称/所在地/電話番号 XX処理センター <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり 神奈川県XX市〇〇4-5-6 045-111-2222 <input checked="" type="checkbox"/> 当欄記載のとおり				
運搬受託者	氏名又は名称 (有)△△環境 ③		名称	〇〇有機(株)〇〇事業所 ④
	住所 千 111-2345 電話番号 043-111-2222 千葉県△△市XX7-8-9		所在地 千 210-0000 電話番号 044-111-2333 神奈川県〇〇市〇〇0-1-23	
処分受託者	氏名又は名称 〇〇有機(株) ⑤		名称	
	住所 千 210-0000 電話番号 044-222-3333 神奈川県〇〇市△△4-5-6		所在地 千	電話番号
運出担当者	氏名 (有)△△環境 山本〇郎	交付年月日	千 年 月 日	数量(及び単位)
処分担当者	氏名	交付年月日	千 年 月 日	数量(及び単位)
最終処分を行った場所 名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)				

発行元：社団法人 全国産業廃棄物連合会



様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和〇年度）

直行版 令和 年 月 日

千葉県知事 殿

報告者
住所 260-8667 千葉県〇〇市〇〇1-2-3
氏名 凸凹食品工業(株) 代表取締役社長 凸凹太郎
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号 043-221-3970

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第12条の3)第7項の規定に基づき、令和×年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	凸凹食品工業(株)〇〇工場		業種	食料品製造業					
事業場の所在地	千葉県〇〇市〇〇500-1		電話番号	047-1234-5678					
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	動物性残さ	4	1	012345	南△△環境	210-0000 神奈川県〇〇市〇〇0-1-23	034567	〇〇有機(株)	

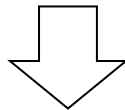
マニフェストに記載されていないので、契約書や許可証で確認すること

<具体例2（積替保管場を経由した場合のマニフェスト）>

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

交付申請者 氏名又は名称 凸凹電力(株)	住所 〒260-8667 千葉県OX市OX1-2-3	電話番号 047-222-2222	代表者 氏名 千葉 次郎	事業場 名称 凸凹火力発電所	所在地 〒222-2222 千葉県OX市OX4-5-6
種類 もえがら	数量(及び単位) 10t	荷役 15t	産業廃棄物の名称 石灰	有害物質等	処分方法 埋立型埋立
管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 検閲記載のとおり <input type="checkbox"/> 登録記載のとおり					
最終処分場の場所 名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 登録記載のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 登録記載のとおり OX処分場 宮崎県OX郡OX5-6-7 0983-77-3939					
運搬受託者(区別1) 氏名又は名称 (株)△△運輸 ①	住所 〒260-0000 千葉県△△市△△4-5-6	電話番号 043-123-1234	運搬先の名称 XX港XX埠頭△△倉庫 ②	所在地 〒260-0000 千葉県XX市XX1-2-3	電話番号 043-223-2111
運搬受託者(区別2) 氏名又は名称 (株)□□海運 ③	住所 〒899-0000 鹿児島県□□市□□7-8-9	電話番号 099-16-9797	運搬先の名称 △△港△△埠頭 ④	所在地 〒899-0000 鹿児島県□□郡□□町□□3-4-5	電話番号 0993-55-6666
運搬受託者(区別3) 氏名又は名称 ◎◎陸運(株) ⑤	住所 〒890-0000 宮崎県◎◎市◎◎1-2-3	電話番号 0984-88-9999	運搬先の名称 OX処分場 ⑥	所在地 〒899-0000 宮崎県OX郡OX町OX5-6-7	電話番号 0983-77-8888
処分委託者 氏名又は名称 ○○興業(株) ⑦	住所 〒890-0000 宮崎県○○市○○4-5-6	電話番号 0984-33-4444	名称	所在地	電話番号
運搬受託者(区別1) 氏名 (株)△△運輸 太田○助	運搬開始年月日	運搬終了年月日	数量(及び単位)		
運搬受託者(区別2) 氏名	運搬開始年月日	運搬終了年月日	数量(及び単位)		
運搬受託者(区別3) 氏名	運搬開始年月日	運搬終了年月日	数量(及び単位)		
処分委託者 氏名	運搬開始年月日	運搬終了年月日	数量(及び単位)		
最終処分場 名称/所在地/電話番号 備考・諸留欄					

(積替用) 発行元：社団法人 全国産業廃棄物連合会



式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和○年度）
積み替え保管記載例

令和○年○月○日

千葉県知事 殿

報告者
住所 260-8667 千葉県OX市OX1-2-3
氏名 凸凹電力(株) 代表取締役社長 千葉一郎
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号 047-222-3970

産業物の処分及び積替
使用する法第12条の3第7項の規定に基づき、令和○年度の産廃物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	事業場の所在地	電話番号	業種			
凸凹火力発電所	千葉県OX市OX4-5-6	047-1234-5678	電気業			
産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1 燃え殻	10	1	123456 (有)△△運輸 ①	260-0000 XX市XX1-2-3 ②		
1			222222 (株)□□海運 ③	889-0000 宮崎県□□郡□□町□□3-4-5 ④		
1			123123 ◎◎陸運(株) ⑤	889-0000 宮崎県OX郡OX町OX5-6-7 ⑥	123321	○○興業(株) ⑦

< 具体例 3 (建設廃棄物のマニフェスト) >

産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト(A)

高麗番号 **△△-2-14**

交付年月日: [] 交付番号: [] 交付開始者 氏名: **作業監督者 千葉太郎** 事業場 番号/年月日等: **産第 00-0000号 / 平成00年00月00日**

事業場 住所 〒 264-0001 千葉県千葉市中央区市場町10-10 事業場 (作業者) 所在地 〒 264-0001 千葉県XXX市△△2-1-1 名称 △△建設(株)○○新築工事作業所 電話番号 043-223-2656 電話番号 047-XXX-XXXX

建設廃棄物の種類 (単位: t, kg, m ³)	数量	管理品目	数量	特別管理品目	数量	形状	荷姿
01 コンクリートがら	07 割合 (安型のみ)	11 建設汚泥		17 石粉含有産業廃棄物		① 形状	1 バラ
02 アスコンがら	08 石粉含有産業廃棄物	12 紙くず				2 袋 状	2 コンテナ
03 その他がら		13 木くず				3 袋 状	3 ドラム缶
04 ガラス・陶磁器くず	4	14 繊維くず					④ 袋
05 廃プラスチック類		15 腐石質ホード					
06 金属くず		16 混合 (管理品含む)		総重量又は総容量	4		

中継・処理 委託者(処分委託者)の氏名又は名称 氏名 住所 〒 1 標準記載のとおり 2 当該記載のとおり

最終処分 (埋立処分、再資源)の場所(字) 所在地/名称 ① 委託契約書記載のとおり ② 当該記載のとおり

譲渡委託者 (収集運搬業者) (1)	譲渡受託者 (収集運搬業者) (2)	運搬先の事業場 (処分業者の処理施設)
住所 〒 222-3333 千葉県00市△△1-2-3 氏名又は名称 00 運送(株) 電話番号 047-111-2222 種別 1. 有 2. 無	住所 〒 氏名又は名称 電話番号 種別 1. 有 2. 無	所在地 〒 357-0000 埼玉県所沢市00 0780-0 名称 (株)△△産興処分場 電話番号 04-111-2222 種別 1. 安型 2. 管理型 3. 埋立型

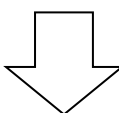
処分委託者 (処分業者) 住所 〒 357-0000 埼玉県所沢市00 0780-0 氏名又は名称 (株)△△産興 電話番号 04-111-2222

運搬の委託(1) 会社名及び運搬担当者名 (サイン又は捺印) 00 運送(株) 鈴木 一郎

運搬先又は保管 所在地 〒 電話番号 有価物総数 1. 有 2. 無

運搬記載事項 手袋使用の事

発行元: 建設九団体副産物対策協議会 取組元: 建設マニフェスト販売センター



様式第三号 (第八条の二十七関係)

建設廃棄物記載例 (複数現場) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (令和○年度)

千葉県知事 殿 報告者 住所 260-8667 千葉県中央区市場町10-10 氏名 △△建設 代表取締役社長 凸凹太郎 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号 043-223-2656

令和 年 月 日

産業物の処理▽及び清▽に関する法(第12条の3)▽7項の規定に基づき、令和×年度の産廃管理票▽に関する報告書を▽出します。

事業場の名称	事業場の所在地	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬委託者の許可番号	運搬委託者の氏名又は名称	電話番号	運搬先の住所	処分委託者の許可番号	処分委託者の氏名又は名称	処分場所の住所
千葉県管内工	千葉県管内区内	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	20	6	012345	〇〇運送(株)	359-0000 埼玉 県所沢市〇〇 〇丁目〇-〇	034567	(株)△△産興		

複数の工事現場の交付状況を合算して記入すること。

8 参考

<日本標準産業分類>

日本標準産業大・中分類一覧（第13回改定）

A 農業、林業	29 電気機械器具製造業
01 農業	30 情報通信機械器具製造業
02 林業	31 輸送用機械器具製造業
B 漁業	32 その他の製造業
03 漁業（水産養殖業を除く）	F 電気・ガス・熱供給・水道業
04 水産養殖業	33 電気業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	34 ガス業
05 鉱業、採石業、砂利採取業	35 熱供給業
D 建設業	36 水道業
06 総合工事業	G 情報通信業
07 職別工事業（設備工事業を除く）	37 通信業
08 設備工事業	38 放送業
E 製造業	39 情報サービス業
09 食料品製造業	40 インターネット附随サービス業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	41 映像・音声・文字情報制作業
11 繊維工業	H 運輸業、郵便業
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	42 鉄道業
13 家具・装備品製造業	43 道路旅客運送業
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	44 道路貨物運送業
15 印刷・同関連業	45 水運業
16 化学工業	46 航空運輸業
17 石油製品・石炭製品製造業	47 倉庫業
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	48 運輸に附帯するサービス業
19 ゴム製品製造業	49 郵便業（信書便事業を含む）
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	I 卸売業・小売業
21 窯業・土石製品製造業	50 各種商品卸売業
22 鉄鋼業	51 繊維・衣服等卸売業
23 非鉄金属製造業	52 飲食料品卸売業
24 金属製品製造業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
25 はん用機械器具製造業	54 機械器具卸売業
26 生産用機械器具製造業	55 その他の卸売業
27 業務用機械器具製造業	56 各種商品小売業
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	57 織物・衣服・身の回り品小売業

<p>58 飲食料品小売業</p> <p>59 機械器具小売業</p> <p>60 その他の小売業</p> <p>61 無店舗小売業</p> <p>J 金融業、保険業</p> <p>62 銀行業</p> <p>63 協同組織金融業</p> <p>64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関</p> <p>65 金融商品取引業、商品先物取引業</p> <p>66 補助的金融業等</p> <p>67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）</p> <p>K 不動産業、物品賃貸業</p> <p>68 不動産取引業</p> <p>69 不動産賃貸業・管理業</p> <p>70 物品賃貸業</p> <p>L 学術研究、専門・技術サービス業</p> <p>71 学術・開発研究機関</p> <p>72 専門サービス業（他に分類されないもの）</p> <p>73 広告業</p> <p>74 技術サービス業（他に分類されないもの）</p> <p>M 宿泊業、飲食サービス業</p> <p>75 宿泊業</p> <p>76 飲食店</p> <p>77 持ち帰り・配達飲食サービス業</p> <p>N 生活関連サービス業、娯楽業</p> <p>78 洗濯・理容・美容・浴場業</p> <p>79 その他の生活関連サービス業</p> <p>80 娯楽業</p> <p>O 教育、学習支援業</p> <p>81 学校教育</p> <p>82 その他の教育、学習支援業</p> <p>P 医療、福祉</p> <p>83 医療業</p> <p>84 保健衛生</p> <p>85 社会保険・社会福祉・介護事業</p> <p>Q 複号サービス事業</p>	<p>86 郵便局</p> <p>87 協同組合（他に分類されないもの）</p> <p>R サービス業（他に分類されないもの）</p> <p>88 廃棄物処理業</p> <p>89 自動車整備業</p> <p>90 機械等修理業（別掲を除く）</p> <p>91 職業紹介・労働者派遣業</p> <p>92 その他の事業サービス業</p> <p>93 政治・経済・文化団体</p> <p>94 宗教</p> <p>95 その他のサービス業</p> <p>96 外国公務</p> <p>S 公務（他に分類されるものを除く）</p> <p>97 国家公務</p> <p>98 地方公務</p> <p>T 分類不能の産業</p> <p>99 分類不能の産業</p>
---	---

<産業廃棄物等の種類及び体積から重量への換算係数>

産業廃棄物等の種類と体積（立方メートル）から重量（トン）への換算係数（参考値）

産業廃棄物の種類	換算係数(t/m ³)	産業廃棄物の種類	換算係数(t/m ³)
燃え殻	1.14	建設混合廃棄物	0.26
汚泥	1.10	管理型混合廃棄物	0.26
廃油	0.90	安定型混合廃棄物	0.26
廃酸	1.25	シュレッターダスト	0.26
廃アルカリ	1.13	その他混合廃棄物	(注 2)
廃プラスチック類	0.35	廃電気機械器具	1.00
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物）	0.35	廃自動車	1.00
紙くず	0.30	廃電池類	1.00
木くず	0.55	複合材（注 3）	1.00
繊維くず	0.12	特別管理産業廃棄物の種類	換算係数(t/m ³)
動植物性残渣	1.00	廃油（引火性廃油）	0.90
動物系固形不要物	1.00	廃油（特定有害産業廃棄物）	0.90
ゴムくず	0.52	汚泥（特別管理産業廃棄物）	1.10
金属くず	1.13	廃酸（強廃酸）	1.25
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00	廃酸（特定有害産業廃棄物）	1.25
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物）	1.00	廃アルカリ（廃強アルカリ）	1.13
		廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)	1.13
鋳さい	1.93	感染性廃棄物	0.30
がれき類	1.48	廃 PCB 等	1.00
がれき類（石綿含有産業廃棄物）	1.48	PCB 汚染物	1.00
コンクリートがら	1.48	PCB 処理物	1.00
アスファルト・コンクリートがら	1.48	鋳さい（特定有害産業廃棄物）	1.93
動物のふん尿	1.00	廃石綿等	0.30
動物の死体	1.00	ばいじん(特定有害産業廃棄物)	1.26
ばいじん	1.26	燃え殻（特定有害産業廃棄物）	1.14
13号廃棄物	1.00	指定有害廃棄物	(注 2)
輸入された廃棄物	(注 2)	その他特別管理産業廃棄物	(注 2)

注1) 種類及び係数については、環境省通知（H18.12.27 環廃産発第 061227006 号）及び（財）日本産業廃棄物処理振興センターが電子マニフェストの処理に使用しているものを参考とした。

注 2) 参考値に換算係数を示していないものについては、種類・形状・形態から判断して換算すること。

注 3) 複数の産業廃棄物が排出段階で一体不可分になっているもの。

注 4) この換算係数はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

注 5) 「2 t 車 1 台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それぞれ上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。

<表にない主な産業廃棄物の分類>

- ・ 混合廃棄物
 - 建設系であれば、建設混合廃棄物
 - 安定型5品目（廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、ゴムくず）のみであれば、安定型混合廃棄物
 - それ以外のものが含まれる場合、管理型混合廃棄物

- ・ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等
 - 産業廃棄物の種類の隣にかっこ書きで水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等と記載すること。
例：廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物）

- ・ 廃石膏ボード
 - ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
 - 紙等の付着がある場合、管理型混合廃棄物

- ・ 蛍光灯
 - 廃電気機械器具
 - 水銀使用製品の場合、廃電気機械器具（水銀使用製品産業廃棄物）

<重量（t）への換算例>

- ・ 廃プラスチック類 2 m³ → 0.7 t
[2 (m³) × 0.35 (t/m³) = 0.7 (t)]
- ・ 廃油 10 ℓ → 0.009t
[10 (ℓ) × 0.001 (m³/ℓ) × 0.9 (t/m³) = 0.009 t]
- ・ 感染性廃棄物 5 kg → 0.005 t
[5 (kg) × 0.001 (t/kg) = 0.005 (t)]

9 問い合わせ先

廃棄物指導課指導企画班または所轄の地域振興事務所にお問い合わせください。

◆◆◆関係問い合わせ先一覧◆◆◆

(1) 県庁（千葉市、船橋市、柏を除く県下全域）

名 称	電 話	ホームページアドレス
千葉県環境生活部 廃棄物指導課 指導企画班	043-223-2757	https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/

(2) 地域振興事務所

名 称	所 在 地	電 話	管轄する市町村
葛南地域振興事務所 地域環境保全課	〒273-8560 船橋市本町1-3-17エイス7階	047-424-8093	市川市、習志野市、八千代市、浦安市
東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課	〒271-8560 松戸市小根本7	047-361-2119	松戸市、野田市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市
印旛地域振興事務所 地域環境保全課	〒285-8503 佐倉市鑓木仲田町8-1	043-483-1138	佐倉市、成田市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、栄町、酒々井町
香取地域振興事務所 地域環境保全課	〒287-8502 香取市佐原イ92-11	0478-54-7505	香取市、神崎町、多古町、東庄町
海匝地域振興事務所 地域環境保全課	〒289-2504 旭市ニ1997-1	0479-64-2825	銚子市、旭市、匝瑳市
山武地域振興事務所 地域環境保全課	〒283-0006 東金市東新宿1-11	0475-55-3862	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、芝山町
長生地域振興事務所 地域環境保全課	〒297-8533 茂原市茂原1102-1	0475-26-6731	茂原市、一宮町、白子町、長柄町、長南町、睦沢町、長生村
夷隅地域振興事務所 地域環境保全課	〒298-0212 夷隅郡大多喜町猿稻14	0470-82-2451	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
安房地域振興事務所 地域環境保全課	〒294-0045 館山市北条402-1	0470-22-8711	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君津地域振興事務所 地域環境保全課	〒292-8520 木更津市貝淵3-13-34	0438-23-2285	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

(3) 千葉市

名 称	所 在 地	電話番号
千葉市環境局資源循環部 産業廃棄物指導課	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1	043-245-5682

(4) 船橋市

名 称	所 在 地	電話番号
船橋市環境部廃棄物指導課	〒273-8501 船橋市湊町2-10-25	047-436-3810

(5) 柏市

名 称	所 在 地	電話番号
柏市環境部産業廃棄物対策課	〒277-8505 柏市柏5-10-1	04-7167-1696